

## 社会福祉法人友隣会

### 理事及び監事並びに評議員等に対する報酬等の支給基準について

役員(理事及び監事)並びに評議員等の報酬等については、「定款」「役員並びに評議員の報酬等に関する規程」において規定しているところであるが、その基準となる考え方を明確にしておく必要があることから、下記のように整理する。

#### 記

#### 1. 報酬に対する基本的な考え方

基本的に役員、評議員、評議員選任・解任委員、その他の委員の報酬等は、勤務実態に応じて支給するものとし、その地位にあることのみによっては支給しない。評議員の報酬についての上限は、現在の理事長の報酬月額の30,000円を超えない範囲とし、職員として給与を受ける場合には支給しない。

#### 2. 理事長の報酬の考え方

理事長の報酬額は、役員等の報酬日額を参考に、社会福祉事業を経営する幅広い見識や、当法人の運営するワークセンター悠久工房、ヘルパーステーション悠久ライフ、グループホーム悠久の3事業所についての総括管理責任が発生することへの対価として相応しい報酬額とすべきであると考える。

#### 3. 報酬の額は別表1のとおり支給する。

報酬については、理事長は月額支給とし、その他の役員、評議員、評議員選任・解任委員等については、各会議への出席の他、役員、評議員、評議員選任・解任委員等としての職務のために勤務した実態に応じての日額支給とする。

#### 4. 報酬の額には、法人本部までの往復交通費を含むものとする。

#### 5. 職務のために旅行（出張）した場合には、別表2のとおり支給する。

旅行(出張)に係る費用弁償の額については、町内、県内、県外の区分ごとに日当交通費、宿泊料等を支給する。その際、移動に公用車を利用した場合は交通費は支給しない。また、用務について出張命令伺書を事前に提出することとし、旅行(出張)後に、当該旅行(出張)に係る職務内容等について、理事長及び役員等に必要に応じて報告するものとする。